

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1995年の9,847人をピークに減少傾向が続き、2020年には8,167人まで減少している。

さらに、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では2045年には5,502人にまで減少するとされ、中でも消費や労働の中心となる15歳～64歳までの生産年齢人口の減少は著しく、ピーク時の6,860人（1995年）と比較して2,728人（2045年）と2分の1以下になると見込まれている。今後、生産年齢人口の減少に伴い、労働力不足が深刻化することが懸念される。

令和元年の経済センサスによると、本町の産業別就業者数は、製造業が全体の約47%と最も多く、次いで医療・福祉が15%となっており、この2業種で全体の半数を超えている。また、町内に2つの工業団地を有しており、製造業における集積化が進んでいることで、工業統計及び経済構造実態調査における製造品出荷額は、4年間で約1.5倍（令和元年81,809百万円→令和5年127,793百万円）に急激に伸びている。

一方で、本町においては、中小企業・小規模事業者が大部分を占めており、今後深刻な労働力不足等が懸念されることから、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させることで、中小企業の労働生産性のさらなる向上を図る必要がある。

##### (2) 目標

本町の中小企業等を取り巻く厳しい環境を乗り越えるため、生産性の高い先端設備等を導入することで、労働力不足への対応と労働生産性の飛躍的な向上を目指す。

これに向けて、先端設備等を導入する事業者数について、本計画期間で3者程度を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

#### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、本町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種・事業は、広く町内企業に生産性向上の効果を及ぼすため、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。